⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

⑧　入札参加者及び協力会社又はそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者として決定、公表されるまでの間、本事業に関連して審査委員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為をしたと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

3）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び宿泊施設の運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、福利厚生施設の運営に当たる者については、特段の要件を設けない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。なお、事業者独自の工法を採用する場合であって、建設に当たる者と工事監理に当たる者が同一（兼務）であることの妥当性等を説明する資料等を提出し、大学の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省における平成31(2019)・平成32(2020)年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、当該手続開始決定がなされた後に一般競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること（入札説明書参照）。

イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。

エ　「建築士法」(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ　平成15年度以降に、元請として当該業務が完了した次の基準を満たす建築物の新営工事に係る実施設計業務を履行した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ延べ面積750㎡以上

※　ａ及びｂに掲げる要件を同時に満たす実施設計業務（建築（意匠）分野、建築（構造）分野、電気設備分野及び機械設備分野の各担当業務）を履行した企業の実績を必要とする。

カ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の６の規定に基づき建築士を当該事業における設計業務に配置できること。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、当該手続開始決定がなされた後に審査を受けた一般競争参加者の資格）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成31（2019）・平成32（2020）年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、建築一式工事950点以上であること（入札説明書参照）。

イ　提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築物の新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ延べ面積750㎡以上

※　ａ及びｂに掲げる要件を同時に満たす建設工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）を施工した企業の実績を必要とする。なお、電気工事及び管工事については、建築一式工事における各担当工事の実績を含む。

エ　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき主任技術者又は監理技術者を当該事業における建設工事に専任で配置できること。

③　工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　2(1)3)①アに同じ。

イ　2(1)3)①イに同じ。

ウ　2(1)3)①ウに同じ。

エ　2(1)3)①エに同じ。

オ　平成15年度以降に、元請として当該業務が完了した次の基準を満たす建築物の新営工事に係る工事監理業務を履行した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合は当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ延べ面積750㎡以上

※　ａ及びｂに掲げる要件を同時に満たす工事監理業務（建築（意匠）分野、建築（構造）分野、電気設備分野及び機械設備分野の各担当業務）を履行した企業の実績を必要とする。

カ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の６の規定に基づき建築士を当該事業における工事監理業務に配置できること。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成31(2019)年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること（入札説明書参照）。

イ　平成15年度以降に、元請として実施した次に掲げる基準を満たす建築物に係る維持管理業務を履行した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　延べ面積750㎡以上

※　ａ及びｂに掲げる要件を同時に満たす維持管理業務を履行した企業の実績を必要とする。